



9 安（廃規）第 3 号

平成 9 年 1 2 月 1 8 日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における
廃棄物埋設の事業の変更の許可について（諮問）

日本原燃株式会社代表取締役社長 竹内哲夫 から平成 9 年 1 月 3 0 日付け環
発第 1 0 1 号（平成 9 年 9 月 2 9 日付け環発第 4 7 号をもって一部補正）をもっ
て、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第 5 1 条の 5 第 1 項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙
のとおり、法第 5 1 条の 5 第 3 項において準用する法第 5 1 条の 3 第 1 項第 1 号
及び第 2 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると
認められるので、法第 5 1 条の 5 第 3 項において準用する法第 5 1 条の 3 第 2 項
の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第51条の5第3項において準用する法第51条の3第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準への適合について

1. 法第51条の3第1項第1号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成6年6月24日原子力委員会決定）に定める方針に沿っており、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められる。

2. 法第51条の3第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要なとされる資金は、自己資金及び借入金により充当する計画であり、その確保に見通しがある。また、電力会社等10社は、本変更に係る廃棄物埋設事業の実施に伴い発生する総費用を負担することについて申請者と合意している。

以上のことから、当該事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があるものと認められる。